

学校法人敬愛石川学園

青い鳥幼稚園 園則 (運営規程)

青い鳥幼稚園園則(運営規程)

第1章 総則

(目的)

第1条 本幼稚園は、学校教育法第22条及び第23条に基づき幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

2 本幼稚園は、教育基本法、学校教育法及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営する。

(名称)

第2条 本幼稚園は、青い鳥幼稚園という。

(位置)

第3条 本幼稚園の位置を、横須賀市三春町2丁目6番地に置く。

(入園資格)

第4条 本幼稚園に入園することの出来る者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第2章 保育年限、学期及び休業日、保育時間

(保育年限)

第5条 本園の保育年限は1年、2年及び3年とする。

(学期)

第6条 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

(5) 冬季休業 12月21日から翌年1月9日まで

(6) 学年末休業 3月21日から3月31日まで

(7) 学年始休業 4月1日から4月9日まで

(8) 開園記念日 6月30日

(9) その他園長が必要と認めた日

(保育時間)

第8条 保育時間は、午前9時から午後1時30分までとする。

ただし、季節によって変更することがある。

第3章 保育内容、定員及び学級

(保育内容)

第9条 保育内容は、幼稚園教育要領に示された5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)

等のねらいが達成されるように総合的に指導する。

(収容定員及び学級)

第10条 本園の園児の収容定員は160名とし、4学級とする。

2 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の子ども140名とする。

(職員組織)

第11条 本園の職員組織は、次のとおりとする。ただし、教諭等の人数については、在籍園児数により変動することがある。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| (1) <u>園長</u> | 1名 |
| 園務をつかさどり、所属職員を監督する。 | |
| (2) <u>副園長</u> | 1名 |
| 園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。 | |
| (3) <u>教諭</u> | 9名 (副園長1名を含む) |
| 園児の保育をつかさどる。 | |
| (4) <u>教育補助員</u> | 数名 |
| 教諭の補佐をする。 | |
| (5) <u>体操講師</u> | 数名 |
| 体操の授業をする。 | |
| (6) <u>園医</u> | 1名 |
| 健康診断、保健指導、健康相談等を行う。 | |
| (7) <u>園歯科医</u> | 1名 |
| 歯科検診、保健指導、健康相談等を行う。 | |
| (8) <u>園薬剤師</u> | 1名 |
| 常備薬の相談、衛生管理相談等を行う。 | |
| (9) <u>事務職員</u> | 数名 |
| 園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。 | |
| (10) <u>運転手</u> | 数名 |
| 園バスの運転を行う。 | |

2 副園長は教諭が兼任することができる。

第4章 入園、退園、休園、修了及びほう賞

(入園許可)

第12条 入園は、園長がこれを許可する。

(入園手続)

第13条 入園希望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。

2 利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、入園者を決定する。

- (1) 兄弟姉妹が在籍している、もしくは卒園生の場合は、優先して入園させる。
- (2) 未就園児教室「ことり組」の在籍生は優先して入園させる。
- (3) その他の者は面接等により選考する。

(退園、休園)

第14条 退園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。

- 2 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園又は休園させることがある。

(成績の評価)

第15条 各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(修了)

第16条 園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めるときは、修了証書を授与する。

(ほう賞)

第17条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これをほう賞する。

第5章 保育料、入園料及び入園検定料等

(保育料、入園料及び入園検定料等)

第18条 本園の保育料等は、横須賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準に関する条例（平成26年9月横須賀市条例第40号。以下「市基準条例」という。）により、次のとおりとする。

基本負担額 (市基準条例第13条1項)	保育料(月額)	園児が居住する市町村が定める額
教育の質の向上を図るための特定負担額 (市基準条例第13条3項)	設備費 (入園手続時に納付)	30,000円 (全学年共通)
実費徴収 (市基準条例第13条4項)	教材費(年額)	20,000円
	上記のほか、本園の利用において通常必要とされるものに係る費用については、実費を徴収する。	

- 2 上記納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 納付された設備費は、入園を辞退した場合は全額返還し、中途退園した場合は返還しない。

第6章 緊急時の対応等

(緊急時等の対応)

第19条 園児が怪我した場合、怪我が軽度の場合は職員が治療し、軽度でない場合は本園の職員が病院に連れていくか、緊急時の場合は救急車を呼んで対応する。

不審者が侵入した場合は、園児を安全な教室に避難させ、警察を呼び、警察が来るまでは男性職員を中心に園児への危害を防ぐ行動をする。

(非常災害対策)

第20条 園長又は防火管理者は、地震、火事等の非常その他緊迫の事態に備え、取るべき措置についてあらかじめ計画を立て、かつ関係機関及び保護者への連絡並びに連携体制を整備し、少なくとも年に8回園児及び職員の避難訓練を行う。8回の内の地震と火事の訓練の割合は、その都度職員が判断しどちらの訓練を行うか決定する。

第7章 虐待の防止、その他重要事項

(虐待の防止)

第21条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (3) その他、園児の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置

附 則

1. この園則は、平成28年4月1日から施行する。
2. この園則の実施についての必要な事項は、園長が別に定める。
3. 夏季休業中、保育を行うことがある。
期日は園長が定める。
4. 「園児納付金免除・減額規定」の通り、設備費を減額することがある。

<園児納付金免除・減額規定>

第1条 青い鳥幼稚園に入園する園児の納付金は、免除、又は減額することが出来る。

第2条 青い鳥幼稚園園則附則4は、この規定に従う。

第3条 兄弟姉妹が同じ年度に入園するときは、一人分を超えた設備費を免除する。